

平成27年松茂町議会第1回定例会会議録

第1日目（3月3日）

○出席議員

- 1 番 立 井 武 雄
- 2 番 佐 藤 道 昭
- 3 番 原 田 幹 夫
- 4 番 一 森 敬 司
- 5 番 佐 藤 富 男
- 6 番 池 添 英 明
- 7 番 一 森 康 雄
- 8 番 吉 崎 民 二
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 森 谷 靖
- 12 番 藤 枝 善 則

○欠席議員

- 9 番 新 保 勲

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	森一美
産業建設参事	吉成均
民生参事	米田利彦
教育次長	小倉宝積
企画財政課長	吉田英雄
総務課長	大迫浩昭
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
建設課長	井上雅史
水道課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	古川和之
議会事務局係長	入口三恵子

平成27年松茂町議会第1回定例会会議録

平成27年3月3日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 所信表明
- 日程第5 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 報告第 1号 専決処分の報告について
- 専決第 1号 高速道路利便増進事業に関する計画（（仮称）松茂スマートIC事業）の実施に伴う工事の施行に関する平成26年度変更契約締結について
- 日程第7 議案第 1号 定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例
- 日程第8 議案第 2号 子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例
- 日程第9 議案第 3号 松茂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第10 議案第 4号 松茂町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 日程第11 議案第 5号 松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 6号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 7号 松茂町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 8号 松茂町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例

- 日程第15 議案第 9号 松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第10号 松茂町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第11号 松茂町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第13号 松茂町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第14号 松茂町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第15号 松茂町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第16号 松茂町地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する事項を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第17号 松茂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第18号 松茂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第19号 松茂町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第20号 松茂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第21号 松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第22号 松茂町幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第23号 町道路線の認定について
- 日程第30 議案第24号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第31 議案第25号 平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第32 議案第26号 平成26年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第33 議案第27号 平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

- 日程第34 議案第28号 平成26年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第29号 平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第36 議案第30号 平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第31号 平成27年度松茂町一般会計予算
- 日程第38 議案第32号 平成27年度松茂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第39 議案第33号 平成27年度松茂町介護保険特別会計予算
- 日程第40 議案第34号 平成27年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第41 議案第35号 平成27年度松茂町長原渡船運行特別会計予算
- 日程第42 議案第36号 平成27年度松茂町農業集落排水特別会計予算
- 日程第43 議案第37号 平成27年度松茂町公共下水道特別会計予算
- 日程第44 議案第38号 平成27年度松茂町水道特別会計予算
- 日程第45 発議第1号 松茂町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第46 発議第2号 予算特別委員会設置に関する決議
- 日程第47 請願第1号 海洋環境整備事業の充実と「緊急確保航路」の指定を求める意見書採択についての請願
- 日程第48 請願第2号 「手話言語法（仮称）」の制定を国に求めることについての請願

平成27年松茂町議会第1回定例会会議録

第1日目（3月3日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【古川和之君】　ただいまから平成27年松茂町議会第1回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、藤枝議長からごあいさつがございます。

○議長【藤枝善則君】　皆さん、おはようございます。今日は桃の節句であります。寒さも幾分和らぎ、日増しに春の気配を感じるようになりました。

一昨日の日曜日には、今月14日に開通する徳島自動車道・鳴門ジャンクションから徳島インターチェンジ間で記念のウォーキングイベントがあり、あいにくの雨にもかかわらず3,000人余りの人が新しい高速道路上を歩いて楽しんだというふうに報道されております。この高速道は、ただ単に高松自動車道と徳島自動車道を結ぶということだけでなく、災害時の緊急の輸送道路、それから、地震・津波の避難場所等として利用が図られるということで期待をしているところでございます。

本日は、27年度第1回の定例議会の開会日ではありますが、体調不良もなく多数の議員さんの参加をいただきましてありがとうございます。

ここで1つ、皆様にご報告をしておきます。先日、池添議員が全国町村議会議長会において、また、佐藤富男議員が徳島県町村議会議長会において、それぞれ自治功労賞を受賞されました。まことに喜ばしいことでございます。池添議員、佐藤富男議員、おめでとうございます。

さて、今回の定例議会には、27年度予算をはじめ数多くの議案が上程されております。最後まで慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

○議長【藤枝善則君】　ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、平成27年松茂町議会第1回定例会は成立いたしました。

ただいまから平成27年松茂町議会第1回定例会を開会いたします。

○議長【藤枝善則君】　広瀬町長から招集のあいさつがあります。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 皆さん、おはようございます。ようやく寒気も緩んでまいりまして、木の芽も膨らんで春の日差しが体を感じるようになってまいりました。

本日、平成27年松茂町議会第1回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、平素におきましては、議員それぞれの立場におかれまして、松茂町の発展のため、また、町民の福祉の向上のためにご尽力をいただいておりますこと、この場から厚く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

本定例会は、27年度の一般会計当初予算をはじめ、特別会計の当初予算等多くの案件を審議いただくものでございますが、特に一般会計予算では前年度比12.7%の増額予算となっております。増額の主なものといたしましては、南海トラフ巨大地震・津波及び大型台風、ゲリラ豪雨に備えての投資的な経費の増額であります。

上程いたします案件は、同意1件、報告1件、議案38件の合計40案件となっております。多くの案件であります、慎重にご審議をいただきまして全案件が可決決定をいただけますよう、心からお願い申し上げまして、招集のごあいさつといたします。

○議長【藤枝善則君】 これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められていますと議長宛てに報告が提出されておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、2番佐藤道昭議員、及び3番原田議員を指名いたします。

○議長【藤枝善則君】 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、3月3日から3月16日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、会期は3月3日から3月16日までの14日間に決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、松茂町ほか2町競艇事業組合の平成26年度事業実施報告を組合議会副議長の吉崎議員にお願いいたします。吉崎議員。

○8番【吉崎民二君】 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、松茂町ほか2町競艇事業組合議会の報告を行います。

松茂町ほか2町競艇事業組合は、昭和42年1月以来、モーターボート競走法に基づく競艇事業を鳴門市と共催で1カ月に2日、年間24日を開催しております。その収益金は、組合を構成する3町の一般会計に繰り出されることより、各町の財源として大きく貢献してまいりました。過去には1年間で6千万円を繰り出した年もございます。

ご承知のとおり、今年度及び平成27年度の2年間につきましては、護岸改修工事及びボートレース鳴門施設改修工事のため、本場におけるレースの施行は休止となっておりますが、他場で代替開催を実施しております。ボートレース宮島の代替開催5節30日の売り上げにつきましては、電話投票売り上げの増加や他場発売支援等もあり、当初の予想より30億円を上回っております。また、外向発売場「エディウィン鳴門」では、昨年度改修工事を終え、指定席を設置し、4場併売から5場併売になった効果により、当初の1日平均売上予想を約500万円超える2,800万円の水準を保っており、代替開催とともに競艇事業の収益源となっております。

しかしながら、今年度及び平成27年度の2年間につきましては、組合開催レースがないため収益金がありませんので、財政調整基金を取り崩し、各町へ合わせて150万円を繰り出しを行います。

さて、今度の新スタンドでございますが、低コスト・省エネ・防災機能の充実など、これからの新しい時代に求められる概念を盛り込み、全国24箇所ボートレース場の中で最小規模となる小さな施設となる予定でございます。

平成28年度再開に向け、環境の整備やサービス内容の充実等を図り、今までボートレースを知らなかった人々にも知っていただけるよう、管理者とともに努力していきたいと考えております。議員各位におかれましては、何とぞ、諸事情をご賢察の上、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、競艇事業組合の現状報告とさせていただきます。

○議長【藤枝善則君】　　続きまして、板野東部消防組合の平成26年度事業実施報告を、組合議会監査委員の一森康雄議員にお願いいたします。一森康雄議員。

○7番【一森康雄君】　　皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、板野東部消防組合の報告をいたします。

平成26年度における板野東部消防組合議会の開催につきましては、4回開催をしており、定例会は3月、臨時議会は9月、11月、12月でありました。

まず、消防組合議会視察研修では、古川保博北島町長随行のもと、平成26年10月28日から1泊2日の行程で行いました。初日は千葉県の市川市消防局、2日目は、同じく浦安市消防本部において、大震災から学ぶ防災・減災対策等について研修をいたしました。

3年前の東日本大震災とその余震での液状化現象による被害状況では、浦安市の8割にも及ぶ範囲で土砂の噴出や地盤沈下が発生し、幸いにも人的被害はありませんでしたが、液状化により上下水道、電気、ガスなどの都市基盤施設が被害を受けるとともに、住宅地では半数以上の住宅が沈下や傾斜の被害を受けました。また、DVDにより当時の状況を目の当たりにし、迅速な救急救護活動や消防活動、並びに関係機関との連携の重要性を痛感いたしました。

予算面につきましては、平成26年度の板野東部消防組合会計当初予算額は10億452万6千円であります。そのうち3町分担金の合計金額は9億9,381万9千円であり、松茂町に係る分担比率は23.55%、北島町は31.43%で藍住町は45.02%であるため、本町分担金は2億4,046万1千円となっております。

この内訳としては、常備消防費分担金が2億1,472万2千円です。非常備消防費分担金が2,573万9千円でございます。

平成26年度の主な事業としては、消防・救急無線のデジタル化整備の事業を年度内の完了を目指し進めております。総務省訓令の改正により、平成28年5月31日までにアナログ方式の消防・救急無線をデジタル方式の消防・救急無線に移行する必要があります。この整備事業は、県下消防本部全てに該当することから、徳島県消防保安課が主体となり、平成24年度に県下統一の消防救急デジタル無線整備に係る実施計画を行い、県下消防本部が同じ規格の機器仕様といたしまして、それをもとに板野東部消防組合では消防・救急無線デジタル整備事業を「総務省無線システム普及支援事業費等補助金」により、消防・

救急無線デジタル整備事業を進めております。概要といたしましては、アナログ方式の消防救急無線と同じく音声の通話を基本といたしました。また、現在行っている対応を継続するためオプション機能を追加いたしまして、現場活動に支障がないように災害発生時の伝達用、消防職員・団員の招集用として分団詰所に設置しているモーターサイレンを消防本部から無線遠隔操作する機能を維持いたしました。

また、平成26年度には、今年度末に3名の定年退職者がいますので、消防吏員採用試験を実施いたしました。なお、平成23年度から5年間の計画で、消防組合と構成3町の行政運営の合理化、事務処理の近代化及び職員の資質の向上を図ることを目的として人事交流を行ってまいりましたが、27年度で終了をいたします。つきましては、消防吏員が事務の執務を行うことから、消防吏員以外の職員の定数枠を1名削減し、消防吏員の定数を1名増とし総数88名といたしました。

このことから、4名の欠員が出ますが、徳島県への割愛職員1名の任期が今年度で終了するため、平成27年度には3名の職員を採用予定でございます。

そのほか、消防本部庁舎建設に伴う起債総額2億2,720万円の償還については、平成16年度から平成40年度までの25年間、藍住町の第2消防署の庁舎建設に伴う起債総額3億2,460万円の償還については、平成23年度から平成37年度までの15年間であり、26年度の両庁舎建設に係る償還金額合計は1億2,935万6千円であります。

また、平成27年1月21日現在での支出済額は7億8,767万7,961円であり、予算に対する執行割合は60.1%であります。

その内訳としては、人件費（給与、手当、報酬、共済費）が5億7,759万5,296円で、支出済額に対する割合は73.3%、公債費が6,471万1,113円で支出済額に対する割合は8.2%、庁舎管理に係る委託料が618万8,918円で支出済額に対する割合は0.8%、その他が1億3,918万2,634円で支出済額に対する割合は17.7%となっております。

以上が消防組合議会の現況報告とさせていただきます。

○議長【藤枝善則君】　　続きまして、板野東部青少年育成センター組合の平成26年度事業実施報告を組合議会副議長の佐藤富男議員にお願いいたします。佐藤富男議員。

○5番【佐藤富男君】　　議長の許可を得ましたので、板野東部青少年育成センター組合の平成26年度の事業について報告いたします。

育成センターは、松茂・北島両町を管轄し、青少年の非行防止と健全育成を目的として、街頭補導活動、相談活動、子どもの安全活動、広報啓発活動などの業務を行っています。その活動の1つとして、毎日、午前と午後、「あゆみ号」と書かれた車で巡回をしています。夜間の巡回も含め、子どもたちが遊ぶ姿を見かけることも少なくなっているのが現状でございます。

携帯電話の普及などにより子どもたちの行動が見えにくくなっているように思われます。

しかし、全国的には、子どもを取り巻く問題として、いじめや不登校、暴力行為のほか、携帯電話に関するトラブルや被害、児童虐待などが起きていますので、育成センターでは、活動を通じてさまざまな問題の早期発見や予防的な役割を果たせるよう取り組んでいるところでございます。

それでは、育成センターの今年度取り組みました主な活動内容につきまして、大きく4項目に分けて報告したいと思います。

まず、1項目め、「街頭補導活動」では、2月末現在で、喫煙などをしていた高校生や有職少年など25人を補導しております。前年同期と比べますと6名増加しています。一時期、ラインを通じて知り合ったという周辺部の中学生がこちらに遊びに来たりしていましたが、夏以降は姿を見かけていません。

また、コンビニなどの店舗で増加していますが、店の前でたむろする子どもたちを見かけることもありません。県下全体でも同様の傾向が見られ、補導人員は大きく減少しております。

次に、第2項目め、「相談活動」について説明いたします。

2月末現在で16件の相談を受けています。前年同期と比べますと8件減少しています。相談内容としましては、他校生徒とのトラブルなどの交遊関係、公共の施設を壊された被害などがありました。

これらの相談は、学校や公的施設の関係者が多く、青少年自身や保護者からの相談はほとんどなかったため、気軽に相談していただけるよう、いろんな機会を通じて「育成センターでも相談を受け付けていますよ」ということを知っていただくことが必要だと感じています。

続きまして、第3項目め、「子どもの安全を守る活動」につきましては、「不審者情報」が2月末現在で30件寄せられ、昨年度の12件と比べて大幅に増加しています。

このうち松茂町では10件発生しており、前年同期の2件と比べて8件増加しています。

その内容は、「声かけ」と「つきまとい」それぞれが3件、「露出」が2件、盗撮1件、痴漢1件となっています。昨年度は、松茂町で2件でしたので5倍に増加しております。

発生時間帯は午後5時から6時ごろまでが多く、時期的には6月末に1件あった後、9月以降は季節に関係なく毎月発生しています。

育成センターでは、小・中学生の下校時間帯を中心に「交通事故防止」や不審者から身を守るための防犯標語「いかのおすし」の説明などが入った広報テープを車から流しながら注意を呼びかけていますが、地域の方々のなお一層のご協力をいただき、犯罪の起こりにくい環境をつくっていきたいと思っております。

最後になりますが、4項目め、「広報啓発活動」について報告いたします。

広報啓発活動の中で、子どもたちに参加していただいた活動として次の4つの行事を実施いたしました。

まず、1件目の行事として、非行防止標語・作文の募集では、小学校6年から標語を、中学校2年生から作文をそれぞれ募集しました。応募作品は、いじめやネットに関することが多く、子どもたちのいじめ防止やネットの安全な利用に対する関心の高さが伝わってきました。

次に、2番目の行事として、親子ふれあい教室は、夏休みに入ってからすぐ、小学生15組の親子が参加し、大谷焼きの焼き物づくりを体験しました。

次に、3番目の行事として、夏休み期間中に開催したリーダー養成研修会では、松茂中学校と北島中学校の代表者24人が参加し、交流を図りながら、「携帯電話・インターネットの問題について～みんなのルールを決めよう～」というテーマで話し合い、壁新聞を作成しました。作成した4枚の壁新聞は両校の文化祭で展示して情報発信の機会とさせていただきました。参加した中学生から、「自分の思っていることを発表したり、他校生との交流がすごく楽しかったです。交流と同時に、インターネットやスマホの被害の危険もわかったのでよかったです」などの感想がありました。

最後に、4番目の行事として、昨年7月に実施した、中学生を対象とした「携帯電話・インターネットに関するアンケート調査」では、携帯電話の所持率が、家族との共有も含め66.2%、2年間の調査より9.3ポイント増加しています。そのうち、スマートフォンの利用者が62.0%を占めています。また、ラインやツイッターなどのコミュニケーションサービスを利用している人が全体の76.4%という結果が出ています。さらには、平日の利用時間が1時間以上の方が64.5%、長時間の利用による自宅学習の影響など

が心配されるところであります。行事などを通じて、地域の子どもたちの積極的な取り組み、たくましく育っている様子を見ることができました。しかし、不審者情報の増加など課題もあります。

当育成センターにおきましては、学校や警察など関係機関や補導員をはじめ、関係団体の方々と連携し、今後とも、非行防止及び健全育成活動を推進してまいりたいと思います。

以上で板野東部青少年育成センター組合の事業についての報告を終わります。

○議長【藤枝善則君】　　続きまして、徳島県後期高齢者医療広域連合に関する報告を森谷副議長にお願いいたします。森谷副議長。

○副議長【森谷 靖君】　　皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、徳島県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

このことについて、平成26年8月8日と平成27年2月18日に、徳島県国保会館において定例会が行われました。

8月の定例会では、平成26年度後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）と平成25年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算など2議案、副広域連合長に牧田美馬市長、及び監査委員に広域連合議員の藤原美馬市議会議長の選任に係る人事議案が上程され、全議案について起立多数等により原案可決、認定及び同意されました。

2月の定例会では、平成27年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の歳入歳出予算総額を1億4,456万2千円、平成27年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出予算総額を1,196億5,109万4千円と定める議案。また、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正、ほか3件など6議案及び平成27年3月29日から4年間の任期となる識見の監査委員に係る人事案件が上程され、全議案が起立全員により原案可決、また同意されました。このほかに、平成27年3月29日から4年間の任期となる選挙管理委員会委員4名及び同補充員4名の選挙が行われ、指名推薦により当選されました。

両定例会とも質疑はありませんでした。

以上、簡単ではございますが、徳島県後期高齢者医療広域連合議会の報告とさせていただきます。

○議長【藤枝善則君】　　以上で諸般の報告を終わります。

○議長【藤枝善則君】　　続きまして、日程第4、所信表明を行います。

　　広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　　それでは、私の方から平成27年第1回定例会の開会に当たりまして、町政に臨む基本的な考え方を申し上げたいと思います。

　　先般、政府が決定した平成27年度予算案におきましては、大企業の収益回復による税収の回復は見込めるものの、抜本的な歳出改革には至らず、社会保障における給付と負担の改革や、税制体系全般にわたる構造改革の必要性が論じられております。

　　一方、地方から日本を創生するという理念のもと、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提供する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が取りまとめられ、閣議決定をされました。

　　本町といたしましては、昨年、津波対策特別強化地域に指定されましたことを踏まえ、27年度も地方創生の根幹ともなります「安全・安心なまちづくり」を最重要政策課題と位置づけ、庁舎改築事業、総合体育館耐震化事業をはじめとする震災対策や、昨今多発しております大型台風やゲリラ豪雨等の対策としてポンプ場の改修に着手し、自然災害から町民の生命財産を守るための防災関連事業を議会との協調をもって迅速に実施をまいります。

　　では、最初に27年度の松茂町に関連する国及び徳島県が実施する事業の概要について申し上げます。

　　「四国横断自動車道・鳴門～徳島間及び徳島空港線の西延伸事業」につきましては、ご案内のとおり、3月14日に「松茂スマートインターチェンジ」とともに、徳島空港線の「空港インター大橋」と一部道路が開通いたします。これにより、徳島阿波おどり空港の利便性の向上と周辺地域の活性化に大いに貢献できるものと考えております。

　　27年度は、徳島空港線の早期全線開通を目指すとともに、丸須団地から県道徳島空港線に至る町道拡幅と歩道設置工事を施工いたします。

　　次に、「旧吉野川河川改修事業」につきましては、北川向地区において27年度の用地取得完了を目指し、広島地区につきましては、現在、約半分の用地を取得しており、早期完了を目指し継続して用地取得を進めるとともに、引き続き、上流側で工事が施工されます。

　　次に、「旧吉野川及び今切川の地震・津波対策事業」につきましては、液状化対策など

が23年度に着手され、現在、旧吉野川の豊久地区及び中喜来地区で工事が施工されております。今後、今切川の広島地区及び長原地区で工事が実施をされます。引き続き、地元のご協力をいただきながら、早期完了を関係機関に要望してまいります。

次に、「国営総合農地防災事業」につきましては、「東部幹線水路工事」で国営事業による松茂町での工事は24年度に完了をいたしております。26年度におきましても、主に面的整備でございましたので、事業全体の進捗率は水路延長ベース約93%となっております。

26年度には、吉野川柿原取水口かかりの農地に通水が開始されましたので、今後は、30年度完成に向けて第十堰から取水工事が進められてまいります。

また、灌漑用水を効率的に送水するため、関連事業として県営地盤沈下対策事業を実施いたしております。27年度においては、旧吉野川を横断する松茂幹線工事に着手するとともに、福有地区におけるパイプライン及び配水設備の施設整備を引き続き進めてまいります。

続きまして、「松茂町の財政状況」について申し上げます。

25年度決算時点での財政上の数値を申し上げます。

まず、財政構造の弾力性を測定する指標とされます経常収支比率につきましては、76.9%で県内平均の83.7%と比較すると比較的良好な数字となっております。

次に、財政力指数でございますが、25年度の財政力指数は0.899で、県内では最も良好な数値を堅持しております。

次に、実質公債費比率でございますが、県平均の8.5%に対し松茂町は2.4%であり、良好な数値であると考えております。

今後とも、財政の健全性に配慮した財政運営に努力してまいりたいと考えております。

次に、「平成27年度予算の概要」について申し上げます。

27年度の歳入歳出予算の総額は61億5,200万円で26年度当初予算と比較して6億9,450万円の増、率にいたしますと約12.7%の増となっております。

まず、歳入面から申し上げますと、町財政の根幹をなす町税につきましては、年間予算の観点から収入の見込みをより精査いたしました結果、約1億円減の見込みとなっております。

27年度の自主財源は約37億6,700万円で、その歳入に占める割合は61.2%となっております。

自主財源のうち町税につきましては25億5,642万7千円を見込むとともに、生活環境整備基金から5億4,060万円、財政調整基金から3億円、臨海型廃棄物最終処分場対策基金から1億9,300万円を繰り入れ、財源としております。

依存財源では、地方交付税として3億200万円を見込んでおります。地方消費税交付金で2億3千万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金で2億円を見込んでおります。

一方、歳出につきましては、引き続き徹底した経常的経費の節減合理化と人事管理の適正化等に努めるとともに、施策の選択と事業経費の効率的支出を図ることにより、防災・減災対策事業及び民生安定事業を積極的に推進することを念頭に置いた予算編成をいたしております。

そのうち、投資的経費につきましては14億1,254万7千円を計上し、主な内容として、津波防災センター・中央庁舎建設事業、中喜来排水機場ポンプ整備事業、伊沢裏地区排水ポンプ設置事業、松鶴苑改修工事実施設計事業、幼・小・中学校窓ガラス飛散防止シート貼付事業、総合体育館耐震改修事業等の事業に取り組んでまいります。

次に、「第四次松茂町総合計画」につきましては、10カ年の計画として策定いたしましたが、27年度は、残すところあと1年となり仕上げの年を迎えるところとなりました。現在、28年度を初年度とする今後10カ年の町の指針となる第五次松茂町総合計画の策定を進めております。今後も、継続して安全・安心のまちづくりに邁進してまいります。

次に、松茂町の緊急課題及び重要施策について申し上げます。

本町における緊急課題といたしましては、第1に考えなければならないのが防災対策についてであります。

南海トラフを震源とするマグニチュード8から9クラスの地震の発生確率は、今後30年以内に70%程度と予測されております。このことから、地震津波防災対策が本町における喫緊の課題として、自主防災会の支援や防災体制の強化を図ってまいります。

本町では、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による「地震防災対策推進地域の指定」及び「地震津波避難対策特別強化地域の指定」を受けたことから、避難計画や避難施設の整備計画の見直しを行ってまいりました。

27年度は、補助事業の採択を受けるため、国に向けての申請を行い、避難施設の整備に向けて準備を進めてまいります。

また、松茂中学校をメイン会場とし、町内の自主防災会や各種団体に参加していただき、避難訓練、避難所運営訓練、炊き出し訓練など、体験型の総合的な訓練、「松茂町総合防

災訓練」を実施してまいります。

さらに、人的被害の軽減策として、円滑な避難や防災意識の普及・啓発を行うため、地域住民や自主防災会に対する補助制度により支援を継続し、自助意識の向上を図るとともに、地域防災力の強化に努めてまいります。また、地球温暖化対策、防災対策として有効な住宅用太陽光発電設備に対する補助につきましても継続実施してまいります。

庁舎改築事業につきましては、耐震耐力に不足が生じております昭和39年度建築の役場庁舎棟につきまして、平成27年、28年度の2カ年をもって建て替えを行います。新庁舎は、1階、2階部分を役場事務室として使用し、3階に防災対策本部、電算室、4階には備蓄倉庫や、平常時は研修室として利用いたします一時避難場所を備え、屋上の避難スペースを含めると452人の避難が可能となる計画でございます。発災時の被災者対策としての利活用はもとより、日ごろから住民の防災意識の啓発研修等にも広く利用していただけるものと考えております。

また、27年度には、総合体育館を安心してご利用いただくとともに、発災時の避難場所としての強度を確保するべく耐震工事を施工いたします。従いまして、生涯スポーツの振興につきましては、第2体育館を拠点として、松茂町スポーツ推進委員・各スポーツ団体と連携し、多種・多様なスポーツ活動を通して町民の皆さんの相互交流と健康づくりを支援してまいります。

同時に、27年度は、全幼稚園・小・中学校に窓ガラス飛散防止フィルム貼付をはじめとする安全対策工事を実施するとともに、学校施設全般にわたり、非構造部材の耐震化を進め、「安全安心な学校づくり」に努めてまいります。

次に、市街化調整区域の排水対策についてでございます。冒頭でも申し上げましたが、昨今頻発しておりますゲリラ豪雨や、大型台風襲来への備えといたしまして、25年度に策定いたしました排水対策計画に基づき、排水施設の整備保全を行ってまいります。中喜来排水機場については、26年度に着工した排水ポンプの更新が27年度に完了いたします。伊沢裏排水機場については、安定した排水能力が得られるよう、27年度に県営事業で排水設備の修繕保全を図り、さらに、水路上流の広島小喜来地区において新たなポンプ整備工事に着手いたします。また、豊岡排水機場については、ポンプ増設工事の実施計画を進めてまいります。

「個人の木造住宅の耐震化対策」につきましても、地震に伴う被害軽減のため、引き続き、耐震診断及び耐震改修事業の推進に努めてまいります。

また、徳島県が実施する、耐震耐力を有していない木造住宅からの建て替えや、住み替えに伴う除却工事、地震時の避難路の確保のため、老朽化して危険な空き家等の除却工事を促進するために行う、「老朽住宅等除却支援事業」に対する協調補助制度を27年度に新規導入するとともに、引き続き耐震改修とあわせて行うリフォームに対する「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」に、協調補助を継続いたします。

次に、緊急課題の2点目といたしましては、松茂スマートインターチェンジを活用した地域づくりであり、平成27年度からこれに着手をいたします。

中喜来地区において、松茂スマートインターチェンジと空港を直結する「県道徳島空港線」と「国道11号」が交差する、とくどくターミナル周辺を中心に、「高速交通網を活用したまちづくり」を目指し、地域住民の方々からご意見をいただきながら地区計画を策定し、合理的な土地利用の推進に努めてまいります。

続きまして、平成27年度における重点施策についてでございます。

本年10月から住民票を有する全ての方に12桁の個人番号（いわゆるマイナンバー）が通知され、28年1月から国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策等の行政手続でこの個人番号が利用されることとなります。本町では、この制度に遅滞なくかつ適正に対応するべく、26年11月、全課で組織するマイナンバー活用推進検討委員会を立ち上げ、現在、各検討部会において必要となるシステムの整備構築や特定個人情報保護の取り扱い、情報連携など、種々の事務体制を整えておるところでございます。27年度におきましても、制度活用に必要となる条例、規則の整備や個人番号の取り扱いにおける職員研修等を実施し、的確な対応を行ってまいります。

農業分野におきましては、国の地域創生事業を活用し、畑地における新たな特産品の開発、農産品の六次産業化を研究し、松茂町における農業の将来展望について検討してまいります。

商業及び消費者行政については、26年度に続いて徳島県が実施するプレミアム商品券の販売に協賛するとともに、松茂町独自のプレミアム商品券を販売し、消費者の購買意欲喚起に努めてまいります。なお、27年度は、20%のプレミアムとし、さらなる消費拡大に取り組んでまいります。

次に、環境政策につきまして、27年度には、松茂町環境基本条例に基づく「環境基本計画」の見直しを行います。これは、28年度から10年間の目標を新たに掲げ、環境の保全及び創造に関して総合的かつ長期的な指針とするものであります。

次に、「公共下水道」につきましては、26年度末におきまして、事業認可を取得しております第一期事業計画区域及び第二期事業計画区域の面積約205haのうち約173haの区域の管渠整備が完了する見込みであります。27年度におきましても、残りの部分の整備を進めてまいりますとともに、さらなる供用区域の拡大を図るべく、第三期事業計画にも着手をいたします。

27年度の下水道管渠整備工事の計画延長は約1,200mで、施工箇所につきましては、豊久地区の松茂工業団地内及び笹木野山南地区を予定しております。

次に、「上水道事業」につきましては、「安全」「強靱」「持続」に主眼を置き事業を進めてまいります。

配水管の整備につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、老朽管の更新を広島地区で実施し、耐震強化を図りたいと考えております。

また、公共下水道の工事施工に伴います笹木野地区の配水管の布設替えにつきましても、耐震性に配慮した工事を行います。

浄水設備につきましては、防衛省の補助を受け、28年度完成を目指し、浄水場更新事業により施設の拡大及び耐震化を進めてまいります。

経営面では、今後も有益な補助財源等を確保し、安心・安全な水の確保に努めてまいります。

次に、「人を育て文化を創るまちづくり」では、自分たちの努力で自らの未来を切り開いていく「力」を身につけ、地域や社会の持続的な発展のためにその「力」を発揮することのできる「人財」を育てる教育・学習環境の向上が、より一層求められております。

松茂町では、こうした時代認識に立ち、改正された教育基本法の理念にのっとり、28年度からの実施に向けて教育行政の目標とその実現に向けた取り組みを松茂町教育振興計画で明らかにしてまいります。

次に、児童福祉につきましては、27年4月から実施されます「子ども・子育て支援新制度」に合わせて策定いたしました「松茂町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、本町における子どもや子育て家庭の実情を踏まえた支援施策を実施してまいります。また、地域子育て支援センターなど施設の改修を計画的に進めてまいります。さらに、27年度から、少子化対策の一環として、徳島県こうのとり応援事業にあわせて不妊治療への助成を始めます。

次に、老人福祉の拠点であります「松鶴苑」につきましては、老朽化対策といたしまし

て防衛省の補助をいただきながら大規模改修に取り組み、27年度においては実施設計を行ってまいります。

次に、障がい福祉につきましては、27年度に「松茂町障がい者計画」を策定いたします。国から示される施策にも迅速に対応できるよう、今後とも県や関係機関と連携を図りながら充実した事業実施に努めてまいります。

以上が本町の現状と緊急課題及び重点施策の観点から私の所信をご説明申し上げました。議員各位のご理解とご指導をよろしくお願い申し上げます。私の所信表明といたします。

○議長【藤枝善則君】　ここで、議事の都合により、11時10分まで小休いたします。

午前10時58分小休

午前11時10分再開

○議長【藤枝善則君】　それでは、再開いたします。

続きまして、日程第5、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　それでは、私の方から、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現在、固定資産評価審査委員会委員として在任中の橋本一美氏が平成27年3月31日をもって任期満了となります。つきましては、新たに長谷川清和氏を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

なお、長谷川清和氏の経歴につきましては、参考資料に添付しておりますので、ご覧いただき、ご同意くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長【藤枝善則君】　町長の提案理由の説明は終わりました。

質疑があれば承ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　これから採決に入ります。

同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、原案のとおり可決されました。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、日程第6、報告第1号「専決処分の報告について」を議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、次に、報告第1号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

次に、専決第1号、高速道路利便増進事業に関する計画（(仮称)松茂スマートIC事業）の実施に伴う工事の施工に関する平成26年度変更契約締結については、平成26年4月30日の臨時会において契約議決をいただき、執行いたしております。

今回の主な変更につきましては、道路工事の施工において、防護柵の設置と出来高による精算に伴う契約金額の増額であります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長【藤枝善則君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

担当職員の詳細報告を求めます。

井上建設課長。

○建設課長【井上雅史君】 それでは、報告第1号についてご説明を申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

報告第1号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するというものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

専決第1号、高速道路利便増進事業に関する計画（(仮称)松茂スマートIC事業）の

実施に伴う工事の施工に関する平成26年度変更契約締結について。

高速道路利便増進事業に関する計画（（仮称）松茂スマートIC事業）の実施に伴う工事の施工に関する平成26年度変更契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、高速道路利便増進事業に関する計画（（仮称）松茂スマートIC事業）の実施に伴う工事の施工に関する平成26年度変更契約。契約の金額、変更前、1億4,203万1,492円。変更後、1億4,351万1,244円。契約の相手方、香川県高松市朝日町四丁目1番3号。西日本高速道路株式会社、四国支社長、中根正治というものでございます。

この工事につきましては、平成26年4月の臨時議会におきまして契約議決をいただき執行いたしました。工事の内容といたしましては、スマートインターチェンジに連結する町道松茂24号線設置工事として、造園工、舗装工、及び標識工を実施いたしました。変更の主な内容といたしましては、防護柵工、防草シート工を追加し舗装工の面積が増加したこと、及び工事の出来高による精算を行ったものでございます。その結果、147万9,752円を増額する専決処分をさせていただいたものでございます。これにより、既にご案内のとおり、今月の14日に松茂スマートインターチェンジが開通をいたします。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長【藤枝善則君】　これで報告第1号の報告を終わります。

○議長【藤枝善則君】　続きまして、日程第7、議案第1号「定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例」から、日程第44、議案第38号「平成27年度松茂町水道特別会計予算」までの議案38件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　それでは、議案について説明を申し上げます。

議案第1号、定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例につきましては、国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令の改正に伴い、早期退職者の募集及び認定の制度が導入されるとともに、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の見直しが行われました。これに準じ、徳島県市町村総合事務組合におきましても早期退職募集制度を導入し、勸奨退職制度を廃止することとなりましたこと

から、本町におきましても、新たに条例で定めるものであります。

次に、議案第2号、子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例につきましては、平成27年4月から本格施行される子ども・子育て支援新制度の適正な運用を図るため、子ども・子育て支援法の規定を踏まえて、新たに条例で過料を定めるものでございます。

次に、議案第3号、松茂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、介護保険法の改定により、現在、厚生労働省令で定められている基準が町条例に委任されたため、指定介護予防支援の事業の人員、指定補介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準等について制定するものであります。

次に、議案第4号、松茂町包括支援事業の実施に関する基準を定める条例につきましては、介護保険法の改正により、厚生労働省令で定められている基準が町条例に委任されたため、地域包括センターの職員等に関する基準について制定するものです。

次に、議案第5号、松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国土利用計画法の改正により、市町村が議会の議決を経て国土利用計画を定める法的義務づけが廃止されたところではありますが、国土利用計画の重要性にかんがみ、従前と同様に、国土利用計画を議会の議決すべき事件を定める条例に追加するため、条例改正を行うものであります。

次に、議案第6号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号、松茂町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、議案第8号、松茂町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例、議案第9号、松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例、以上4議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者新教育長を置くこととなり、新教育長を特別職とするため、条例の改正及び廃止を行うものであります。なお、現教育長の任期中は改正前の条例の規定を適用するものであります。

議案第9号、松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましては、新教育長に関する改正にあわせて、松茂町防災会議委員を追加するものであります。

次に、議案第10号、松茂町課設置条例の一部を改正する条例、議案第11号、松茂町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例、以上2議案につきましては、行政改革により事務事業を見直し、総務課と企画財政課をあわせて総務課に、国民健康保険税の賦課・徴収業務を税務課に統合するなど、課の編成及び事務分掌の一部を見直したことに伴い、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第12号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成26年度人事院勧告に従い、地域間給与のさらなる反映という観点からの給料表の水準の引き下げ、及び平日の深夜や早朝（午前零時から5時までの間）における、管理職員特別勤務手当支給等について条例の改正を行うものであります。

次に、議案第13号、松茂町保育所条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法で定められた基準を踏まえて、公立保育所における保育料の規定や保育所入所の手続などの変更に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第14号、松茂町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の名称変更に伴い、条例の関係箇所を改正及び語句の改正を行うものであります。

次に、議案第15号、松茂町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、所得状況等により区分されている保険料率の算定基準を現行の標準6段階から9段階に細分化するとともに、低所得者の保険料基準額を軽減するため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第16号、松茂町地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する事項を定める条例の一部を改正する条例、議案第17号、松茂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第18号、松茂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上3議案につきましては、介護保険法の改正により、現在、厚生労働省令で定められている事業者等の指定に関する事項や運営に関する基準等が町条例に委任されたため、それぞれの条例におきまして必要な事項を規定するため条例の改正を行うものであります。

次に、議案第19号、松茂町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、鳥獣の

保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称変更に伴い、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第20号、松茂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の名称変更に伴い、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第21号、松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例につきましては排水設備工事を行う際に必要な責任技術者の登録先である法人名の変更に伴い、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第22号、松茂町幼稚園設置条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法で定められた基準を踏まえて公立幼稚園保育料等の規定を定めるため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第23号、町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、新たに4路線を町道として認定するものであります。

次に、議案第24号、平成26年度松茂町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,088万7千円を追加し、補正後の予算の総額を55億7,973万3千円とするものであります。

今回の補正につきましては、事務・事業の確定、見込みによる補正及び国の補正に対応した地域住民生活等緊急支援のための交付金事業関連予算を計上するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、町税2,720万円、株式等譲渡所得割交付金3,800万円等を増額補正し、地方消費税交付金1,900万円等を減額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、障害者福祉費扶助費650万円、住宅管理費補助金674万8千円等を減額補正し、それらにより生じた余裕金を財政調整基金に1億1,046万円積み立てるものであります。国の補正に対応した関連事業としましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業のうち、地域の消費喚起事業として徳島県が実施するプレミアム付き商品券へ参加するとともに、松茂町独自のプレミアム付き商品券を発行する経費として1,560万円を計上し、地方創生先行型事業として地域総合戦略計画の策定や、新たな特産品の開発事業などに1,930万円を計上し、合わせて3,490万円の事業計画となっております。これらの事業の歳入につきましては、国庫補助金として2,800万円を計上しております。また、繰越明許費として番号制度対応システム改修事業ほか8件で合計6,803万7千円を翌年度へ繰り越すものでありま

す。

次に、議案第25号、平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,578万円を追加し、補正後の予算の総額を16億9,167万2千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、一般会計繰入金3,870万8千円等を増額補正し、保険財政共同安定化事業交付金1,292万9千円等を減額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、一般分療養給付費7,100万8千円等を増額補正し、保険財政共同安定化事業拠出金2,790万7千円等を減額補正するものであります。

次に、議案第26号、平成26年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ57万8千円を減額し、補正後の予算の総額を10億1,589万円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金1,024万1千円等を増額補正し、調整交付金837万円等を減額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、介護保険制度改正対応システム改修委託料396万1千円等を増額補正し、居宅介護給付費1,030万円等を減額補正するものであります。

次に、議案第27号、平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7千円を追加し、補正後の予算の総額を1億5,417万8千円とするものであります。

歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金7千円を増額補正するものであります。

歳入といたしましては、一般会計繰入金を同額、増額補正するものであります。

次に、議案第28号、平成26年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ72万2千円を減額し、補正後の予算の総額を1億413万3千円とするものであります。

歳入といたしましては、地元分担金24万9千円を増額補正し、一般会計繰入金97万1千円を減額補正するものであります。

歳出といたしましては、農業集落排水事業管理費72万2千円を減額補正するものであります。

次に、議案第29号、平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）につ

きましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,901万4千円を減額し、補正後の予算の総額を5億4,066万2千円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、公共下水道受益者負担金75万6千円等を増額補正し、一般会計繰入金1,899万2千円、公共下水道使用料80万円等を減額補正するものであります。

歳出の主なものとしたしましては、公共下水道建設費1,429万4千円、公共下水道管理費456万7千円等を減額補正するものであります。

次に、議案第30号、平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第3号）につきましては、資本的収入では2,091万5千円を減額し、資本的支出を1,966万1千円減額補正するものであります。

内容の主なものは、公共下水道関連事業及び老朽管更新事業の支出において執行残等により減額し、収入では、これに伴う財源を減額するものであります。

また、浄水場更新事業の第1期分は、当初、平成25年度から26年度まで2カ年間の継続費を組んでおりましたが、補正後は、1年延伸し、平成27年度までの3カ年とするものであります。

次に、議案第31号、平成27年度松茂町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億5,200万円と定めるものであります。事務事業の概要につきましては、先ほどご説明を申し上げたところでございます。

次に、議案第32号、平成27年度松茂町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億2,016万円と定めるものであります。これは、平成26年度当初予算と比較して19.1%の増となっております。

歳入のうち、保険税は3億2,708万3千円、一般会計繰入金1億4,338万6千円を計上いたしております。

歳出につきましては、保険事業の推進により、予防に努め、医療費の抑制を図っております。

次に、議案第33号、平成27年度松茂町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,045万4千円と定めるものであります。これは、平成26年度当初予算と比較して2.0%の増となっております。

歳入のうち、保険料は2億596万3千円、一般会計繰入金1億7,634万1千円を計上いたしております。

歳出につきましては、介護や支援が必要と認定を受けた方々が介護サービスを適正に利用できるよう努めてまいります。

次に、議案第34号、平成27年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,401万2千円と定めるものであります。これは、平成26年度当初予算と比較して7.6%の減となっております。歳入のうち、保険料は1億476万1千円、一般会計繰入金3,889万3千円を計上いたしております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億3,560万1千円を計上いたしております。

次に、議案第35号、平成27年度松茂町長原渡船運行特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,192万1千円と定めるものであります。今後とも、利用者が安全で利便性の高い効率のよい運行に努めてまいります。

次に、議案第36号、平成27年度松茂町農業集落排水特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億56万2千円と定めるものであります。これは、平成26年度当初予算と比較して3.7%の減となっております。今後とも、長岸、中喜来、北川向地区の汚水処理施設を適正に管理し、地域住民の生活環境の改善や農業用水の水質保全に努めてまいります。

次に、議案第37号、平成27年度松茂町公共下水道特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,663万3千円と定めるものであります。これは、平成26年度当初予算と比較して7.0%の減となっております。

事業箇所につきましては、昨年に引き続き、豊久地区において施工延長約1km、新たに笹木野地区において約160mの管渠整備を計画いたしております。流域下水道及び公共下水道は平成21年度から供用開始されておりますが、本年度も、引き続き、接続促進と管渠並びに中継ポンプ等の設備機器の適正な維持管理に努め、下水道事業の的確な運営を図ってまいります。

最後になりますが、議案第38号、平成27年度松茂町水道特別会計予算につきましては、公営企業の独立採算の趣旨に沿いまして運営ができるよう編成をいたしております。平成27年度の業務の予定量につきましては、給水戸数5,161戸、年間総配水量273万8千 m^3 、1日平均配水量7,501 m^3 であります。水道事業の経営活動として発生する収益的収支における収入額並びに支出額は3億7,751万9千円で、建設改良工事などを実施いたします資本的収支におきましては、収入額で2億3,996万3千円

に対し支出額3億2,863万円で、収支不足額8,866万7千円につきましては、留保資金等により補填いたします。主な事業といたしましては、老朽化した浄水設備の更新工事を昨年に引き続き実施いたします。また、石綿セメント管を含む老朽管更新事業及び公共下水道事業に伴う配水管布設替工事を行い、安全で安心できる水道水の供給に努め、健全な企業運営を進めてまいります。

以上が提案理由の説明であります。これで説明を終わらせていただきます。

なお、ご審議の上、可決決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。終わります。

○議長【藤枝善則君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案38件については、3月5日再開予定の本会議において総括的な質疑を行います。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、日程第45、発議第1号「松茂町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

この発議は、去る2月26日開催の議会運営委員会において議会運営委員会副委員長ほか4名の賛成者から発議としてご決定いただき、このように提出をされております。一森議会運営副委員長から発言を求められておりますので、これを許します。一森敬司議員。

○4番【一森敬司君】 それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、発議第1号、松茂町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明いたします。

この発議は、ただいま議長からお話がありましたように、議会運営委員会委員の賛同をいただいて地方自治法第112条の規定により提出するものであります。

内容といたしましては、先ほど、松茂町課設置条例の一部を改正する条例により、総務課と企画財政課をあわせて総務課に統合することによる課の編成の変更となったこと、及び、教育行政の責任の明確化を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことにより、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことになり、条例を改正するものであります。なお、現教育長の任期中は改正前の条例の規定を適用するものであります。

以上、発議第1号の提案理由説明とさせていただきます。各議員におかれましては、原案可決いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 以上で説明は終わりました。

ただいまの発議第1号については、3月16日再開予定の本会議で審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、3月16日再開予定の本会議で審議することに決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、日程第46、発議第2号「予算特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

お手元に配付しております、一森敬司議会運営委員会副委員長ほか4名の賛成者から提出されました予算特別委員会設置に関する決議のとおり、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、発議第2号「予算特別委員会設置に関する決議」は可決されました。

予算特別委員会の設置が決定いたしましたので、次の小休中に委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

議事の都合により、小休いたします。

午前11時47分小休

午前11時47分再開

○議長【藤枝善則君】 それでは、小休前に引き続き、再開いたします。

小休中に予算特別委員会の正副委員長の互選が行われ、委員長に一森敬司議会運営委員会副委員長、副委員長に春藤議会運営委員会委員が就任いたしましたので、報告いたします。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、日程第47、請願第1号「海洋環境整備事業の充実と「緊急確保航路」の指定を求める意見書採択についての請願」を議題といたします。

紹介議員の原田議員から発言を求められておりますので、これを許します。原田議員。

○3番【原田幹夫君】 それでは、議長の許可がありましたので、請願をお願いしたい

と思います。請願書の朗読により説明にかえさせていただきます。

受付、平成27年2月19日。紹介議員、私、原田幹夫でございます。請願第1号、請願者氏名は、小松島市小松島町字新港9番地14、国土交通省労働組合、四国港湾空港支部、小松島港湾空港分会、執行委員長、増田慎太郎でございます。

件名は、海洋環境整備事業の充実と「緊急確保航路」の指定を求める意見書採択についての請願でございます。

請願趣旨は、海洋の環境と船舶航行の安全を守る、海洋環境整備事業を国の役割として充実させること。そのため、非常災害時の緊急支援物資の輸送や港湾機能の維持・早期復旧を行う「緊急確保航路」の指定を瀬戸内海について行うということであります。

請願理由は、今、国の事業として進められている海洋環境整備事業は、海上の浮遊ゴミや油の回収によって船舶航行の安全を守り、海洋の豊かな自然環境を維持しており、住民の生活や安全に欠かせない大切な国の役割だと考えています。ここ瀬戸内海においても船舶事故などによる油流出事故が発生しており、油防除体制の強化や海面浮遊ゴミ・油回収事業の体制の充実が求められております。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災においては、海洋環境整備事業に従事する国の船舶が、震災の翌日から災害支援物資を積み込み、海上から各被災地の港に運び入れ、約1カ月間にわたり海上浮遊物の回収作業にあたりました。

このような東日本大震災の教訓のもとに、一昨年6月には「港湾法」が改正され、非常災害時における、港湾機能の維持・早期復旧を目的とした「緊急確保航路」が国土交通省によって定められました。そして、昨年1月には、三大湾（東京湾・伊勢湾・大阪湾）が「緊急確保航路」に指定されましたが、南海トラフ巨大地震などの防災対応が急がれるもとの、三大湾以外の瀬戸内海においても、非常災害時における国の責任と役割として、早急に「緊急確保航路」に指定されることが重要となっております。

瀬戸内海は、閉鎖された海域で貴重な漁業資源の宝庫であるとともに、数多くの船舶が日夜航行しています。こうした自然や物流の機能を次世代に継続していくためにも、海洋環境整備事業の充実と「緊急確保航路」の指定について、貴議会が意見書を関係機関に対して、提出していただくよう請願いたしますというものでございます。

議員各位のご賛同をいただきましてこの請願が通りますよう、よろしくお願い申し上げます。まして、私の説明といたします。

○議長【藤枝善則君】 ただいまの請願第1号については、委員会付託を行わず、3

月16日再開予定の本会議で審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、請願第1号については、委員会付託を行わず、3月16日再開予定の本会議で審議することに決しました。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、日程第48、請願第2号「[手話言語法(仮称)]」の制定を国に求めることについての請願」を議題といたします。

紹介議員の佐藤富男議員から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤富男議員。

○5番【佐藤富男君】 それでは、議長の許可がありましたので、請願をお願いしたいと思います。

請願書の朗読によって説明にかえさせていただきます。

受付、平成27年2月23日。紹介議員は、私、佐藤富男でございます。請願第2号、請願者名は、徳島市南矢三町2丁目1-59、聴覚障害者制度改革推進徳島本部、本部長、平光江でございます。件名でございますが、「手話言語法(仮称)」の制定を国に求めることについての請願でございます。

請願趣旨は、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、きこえない子どもやろう者が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」の制定を国にはたらしかけること。また、そのための意見書を採択し、関係機関に送付することです。

請願理由を申し上げます。

手話とは、音声ではなく手指や顔の表情、体の動きを使う独自の語彙や、音声言語の日本語とは異なる言語体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーション手段として大切に守られてきました。

しかしながら、1880年にイタリア・ミラノで開催された「世界ろう教育会議」において、ろう学校では手話が禁止され、ろう者や手話が差別・偏見の対象にされてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であること

が明記されております。同条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「すべて障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを県民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及することのできる環境整備に向け、国において「手話言語法（仮称）」の制定が必要であると考えられているというものでございます。

議員各位のご賛同をいただきましてこの請願が通りますよう、お願い申し上げまして、私の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長【藤枝善則君】 ただいまの請願第2号については、委員会付託を行わず、3月16日再開予定の本会議で審議したいと思いますますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、請願第2号については、委員会付託を行わず、3月16日再開予定の本会議で審議することに決しました。

○議長【藤枝善則君】 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月4日の1日は、議案調査のため休会したいと思いますますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、明日3月4日の1日は、休会と決しました。

次回は、3月5日、午前10時から再開いたします。

本日は、これで散会といたします。どうもありがとうございました。

午前11時58分散会